

久居こどもの遊び場の管理運営に係るサウンディング型市場調査
実施要領

こどもの豊かな成長を育む遊び場の 管理運営を考えませんか？

こどもの育ちをみんなで話し合って考えた魅力あふれる遊び場づくりに
ご協力ください！



2025年9月12日

津市

久居総合支所 地域振興課

1. 調査の目的

津市では、現在「すべての子どもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる社会（こどもまんなか社会）」を実現していくために様々な取り組みを行っています。

その中で、「津市の南部には大きい公園がないので作ってほしい」という市民の方の声があり、施設老朽化のためにやむを得ず廃止となったプールを再生し、久居中央スポーツ公園がこどもの遊び場として生まれ変わります。

子育て世代や子育てに関わる方々を中心とした「久居こどもの遊び場づくり事業推進会議」を設置し、何度も検討を重ねて遊び場のイメージ図が提案されました。

今回の「サウンディング型市場調査」は、久居こどもの遊び場が完成した後、魅力あふれる遊び場づくりを推進していくにあたり、民間活力を導入した久居こどもの遊び場施設全体の管理運営の在り方の可能性を探るためのものです。具体的には、施設全体の維持管理、各ゾーンで実施いただくソフト事業内容、事業参加いただく団体や地域住民との連携内容、運営の収支イメージ等についてお聞きするものです。

サウンディング型市場調査実施後、皆様からご提案いただきました利活用アイデアを精査し、事業・運営の方向性を定め、本格的な事業者募集を実施していく予定です。

サウンディング型市場調査とは？

公園等の有効活用に向けた検討にあたって、民間事業者との「対話」を通じて、利活用アイデア（管理・運営・事業）等について広く意見・提案を求め、市場性や可能性等を把握する調査のこと。

2. 対象用地・施設の概要

所在地		三重県津市戸木町 5 2 5 2 番地（久居中央スポーツ公園）
土地・総面積		総面積 38,014 m ² ・プレーパークゾーン 17,074 m ² （うち芝生広場 5,492 m ² ） ・その他のゾーン 12,000 m ² ・駐車場 8,940 m ² （6,740 m ² 、2,200 m ² ）
施設の概要	供用開始期日	令和 11 年 4 月
	プレーパークゾーン	こどもが自分で遊びを創造し、自由に挑戦・失敗でき、自然と触れ合いながら遊べるゾーン 活動小屋(建設予定) 築山（設置予定）
	わいわいゾーン	こどもが成長に合わせて遊具などを使って遊べるゾーン 当ゾーンは、下記 2 つのエリアで構成されます。 ①フラットエリア 走ったり、ボール遊びをしたりできる開けたエリア 大屋根（日よけ対策）：テニスコート約 2 面分（建設予定） 築山トンネル（設置予定） ②乳幼児エリア 屋外で乳幼児が遊べるエリア
	じゃぶじゃぶゾーン	水と触れ合うゾーン（平らな水はけのよいフィールド） 暑いときは置き型のシャワー装置などを設置し、それ以外は装置を撤去し、平らなフィールドにします。
	デビューゾーン	車輪が付いた乗り物の練習ができるゾーン
	パークセンター	管理棟 こどもが屋内で遊べるプレイエリア、はいはいエリア、管理室、授乳室、おむつ交換室、トイレ（男子・女子・多目的・キッズ）、汚れを洗い流すための屋外シャワー等を設置します。
	その他の施設 屋外トイレ	・屋外トイレ 1 基（プレーパークゾーンの活動小屋と隣接） ・キッチンカー出店できるエリア ・木陰エリア（木陰で休憩できるエリア） ・駐車場（約 300 台駐車可能予定）
都市計画等による制限		【都市計画区域】 津市都市計画区域 【区域区分】 市街化調整区域 【主接道】 幅員：13.2m/方角：東

3. サウンディングの内容

(1) 募集対象者

募集対象者は、管理運営に関心のある民間事業者（法人又はグループ、個人事業主、団体等を含む）であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者② 津市建設工事等指名停止基準（平成 21 年 4 月 8 日施行）による指名停止期間中でない者③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者
ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は再生計画が認可された者を除く④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 27 年津市訓第 76 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団に該当しない者⑤ 国税、都道府県民税及び市町村税の滞納がない者（法人以外の団体にあつては、代表者に滞納がないこと） |
|--|

今回想定している募集事業者は下記のとおりです。事業として各項目全ての分野を行うことが基本となりますが、各々の分野のみの参画も歓迎します。

<募集事業者(想定)>

施設全体の管理運営	
施設設備の維持管理、施設内の芝生や樹木の管理、施設の警備・清掃及び各ゾーンにおけるソフト事業の実施を行う	
久居こどもの遊び場における管理運営	久居こどもの遊び場におけるソフト事業の実施
●施設設備の維持管理 ●パークセンター等の維持管理 ●樹木・芝生の維持管理 ●警備・清掃 など	●各ゾーンの体験企画 ●プレーパークの運営 ●子育てイベント企画 ●水遊び企画 ●体験教室 ●自転車、キックボード、遊び道具等のレンタル など
施設全体の管理運営事業者と各々の分野のみの実施事業者・団体等との連携の在り方についても伺います	

(2) サウンディングの主な項目

管理運営やプレーパーク運営団体等との連携の図り方等のアイデアについて、以下のような内容をお伺いする予定です。一部、お答えいただけない内容があっても構いません。

- 今回のサウンディングに参加した目的
- 「管理」、「運営」に参画する意思があるか
- アイデアに関する事項
 - 想定する管理・運営の内容等
 - 有効な管理運営の手法
 - (平日の利用促進や遊び場の拡散性が高く、より効果が見込める宣伝、イベント等の年間スケジュール等)
 - 運営の収支イメージ
 - プレーパーク運営団体や遊びに関わる個人、団体、地域住民との連携のための方策等
 - 遊び場を活用した地域活性化につながる方策
 - 行政に求める支援や配慮して欲しい事項
- その他自由意見

※今回のサウンディングで頂いたご意見を基に市で整理した後、検討にあたり再度サウンディング調査を実施することがあります。

4. サウンディングの手続き

(1) サウンディングの参加申し込み

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙のエントリーシートに必要事項を記入し、受付窓口、郵送、Eメール（件名：サウンディング参加申込）にてご提出ください。

◆申込受付期間	2025年9月12日（金）～10月24日（金） 午後5時必着
◆申込先	（7. 担当課のとおり）

(2) サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込のあった事業者の担当者あてに、実施日時及び場所をEメールにて連絡します。希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

◆サウンディング実施日時及び場所の連絡	2025年10月27日（月）～10月29日（水）
---------------------	--------------------------

(3) サウンディングの実施

◆実施期間	2025年11月4日（火）～12月5日（金） 午前10時～午後5時
◆所要時間	1時間程度
◆場所	津市久居総合支所（詳細については別途ご連絡いたします）
◆その他	・サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。 ・サウンディングの実施に際して、提案概要書を提出分として計7部ご持参ください。

(4) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のアイデア及びノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

◆実施結果概要の公表	2025年12月中旬（予定）
------------	----------------

5. 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

サウンディングへの参加実績は、将来の本格的な事業者募集を実施する際の評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

(4) 情報等の管理

サウンディングにおいてご提出いただく資料は非公開とし、アイデア、専門的な手法、事業者名は厳密に管理します。

6. 別紙・参考資料

- ・ エントリーシートの様式
- ・ 提案概要書の様式
- ・ 参考資料

令和7年9月5日 定例記者会見資料「久居こどもの遊び場の整備イメージが決定 管理運営に係るサウンディング型市場調査を実施」

7. 担当課

担当課	津市久居総合支所地域振興課 地域振興担当 (担当者) 小坂、須場
住所	〒514-1192 三重県津市久居新町 3006 番地 (ポルタひさい 3 階)
TEL	059-255-8819
e-mail	255-8812@city.tsu.lg.jp

提案概要書作成に関する補足事項

(1) 久居こどもの遊び場づくり事業について

本事業は、一般公募した子育て世代やその関係者を中心としたメンバーで、事業推進会議を開催し、下記の理念を掲げ、提出のあった意見を検討し、整備イメージを作成しました。そのイメージを基に、基本設計を実施します。

【久居こどもの遊び場づくり事業が目指す遊び場の理念】

地域全体でこどもの豊かな成長を育む遊び場を共につくります

- ・ こどもが主役となり、自ら遊びを創造し、自由に挑戦・失敗できる環境を大切にします
- ・ 四季折々の変化に富んだ自然とふれあいながら、五感を使ってのびのびと遊べる場とします
- ・ こどもを中心に、保護者、地域住民、世代を超えた人々の交流が生まれる、開かれたコミュニティの場を目指します
- ・ 地域と行政が連携しながら、共にこの遊び場を「育てていく」プロセスも大切にします

(2) 事業推進会議からの提案について

事業推進会議から、下記の提案がありました。

- ・ 施設全体は、事業者が久居こどもの遊び場の理念を理解して、管理運営してほしい。
- ・ プレーパークゾーンは、事業推進会議から派生して団体を組織し、運営したい。
- ・ 遊びの活動に個人・団体・企業等が関わりを持てる仕組みをつくりたい。
- ・ 久居こどもの遊び場の理念に沿ったアイデア提案を期待しています。

(3) 法令等の制限

現在の久居中央スポーツ公園は、都市公園ではありませんが、新たにつくる久居こどもの遊び場は、将来的に都市公園法に基づく都市公園になる可能性があり、都市公園法及び津市都市公園条例により制限を受ける場合があります。

(4) 樹木等の取扱いについて

樹木等については、現状維持することを基本とします。

(5) 火気の扱い

本遊び場は、火気を使用する提案も可能とします（使用条件については、今後の調整事項とします）。

（６）提案概要書の作成について

提案概要書の作成にあたり、質問回答の場は設けません。

提案に関する不明点等は、当日の対話にてご回答致します。